

税制改革 工程表

【別紙1】

	～2011 (H23) 年	2012 (H24) 年	2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年
【消費税】					
① 社会保障目的税化		● 一体改革法案		■ 26年4月実施	
② 税率（国・地方）		●		■ 26年4月 8%へ引上げ	■ 27年10月 10%へ引上げ
③ 課税の適正化		●		■ 上記②と併せて実施	
【消費税以外の消費課税等】					
① 酒税					
② 地球温暖化対策のための税	〔23年度改正→削除〕	● 24年度改正法案	■ 24年10月施行		
③ 燃料課税					
④ 車体課税					
⑤ 車体課税	22年度改正 (自動車重量税の負担軽減等)	● 24年度改正法案	■ 24年4・5月施行	〔当分の間税率見直し エコカー減税の拡充〕	■ 27年3・4月 エコカー減税期限
⑥ 印紙税					
【個人所得課税】					
① 税率構造		● 一体改革法案			■ 27年1月施行
② 金融所得課税	23年度改正 (26年1月から本則税率化)	●		■ 26年1月 本則税率(20%)	
③ 諸控除					
a) 給与所得控除の上限設定	〔23年度改正→削除〕	● 24年度改正法案	■ 25年1月施行		
b) 上記以外	22年度改正 (年少扶養控除廃止等) 〔23年度改正→削除 (成年扶養控除縮減)〕			〔社会保障改革の内容等を踏まえながらあり方検討〕	
④ 高齢者・年金に関する税制				〔年金制度改革を踏まえ検討〕 (注) 新しい年金制度の創設については、「平成25年の国会に法案を提出」とされている。	
【法人課税】					
法人実効税率	23年度改正等 (実効税率5%引下げ 及び復興財源確保法)	● 24年度～ 実効税率5%引下げ		● 復興特別法人税(～27年度)	■ 27年度～ 実効税率5%引下げ実現
					〔雇用と国内投資拡大の観点から、今般の引下げの効果等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税について引き続き検討〕
【資産課税】					
① 相続税・贈与税の見直し	〔23年度改正→削除〕	● 一体改革法案 〔23年度改正と同内容〕			■ 27年1月施行
② 事業承継税制		● 〔見直し検討〕			■ 上記①と併せた施行
【地方税制】					
地方法人特別税・地方法人特別譲与税					
【その他】					
社会保障・税番号制度		● 番号(マイナンバー)法案 ・同整備法案		■ 26年中 「番号」を交付	■ 27年1月 「番号」の利用開始

(参考1) 上記の税制改革にあわせて、第2部第2章に記述している政治改革・行政改革への取組を進めていく。

(参考2) 東日本大震災からの復旧・復興財源を確保する観点から、上記の法人課税に係る措置のほか、個人所得課税について以下の措置が講じられている。

- ・復興特別所得税(平成25年～平成49年。所得税額の2.1%)
- ・個人住民税均等割の引上げ(平成26年6月～平成36年5月。年1,000円。)